

# ごみ集積所を利用する皆様へ

R7.4.1時点 芦屋町役場 環境住宅課

芦屋町における、現在のごみ集積所の運用について、下記のとおり取りまとめました。  
集積所の運用には、皆様のご理解・ご協力が不可欠です。

## 日常管理

ごみ集積所は、利用する人たちで、管理していかなければなりません。

芦屋町においては、現在、自治区へ管理等をお願いしています。

ごみは最寄りの集積所にきちんと分別して出すようにしてください。

分別されずに残されたごみは、近隣住民や地域の当番の方々の負担により、片付けられています。

- 集積所の管理  
設置・変更・撤去  
・ネットの取替
- 集積所の清掃 など

こんなときは  
どうしたら？

## よくある質問

Q1：集積所のネットが破損している

A：区長会にてネットを購入しているため、区長へお伝えください。  
区長会で購入したネットは役場で保管しています。

Q2：違反ごみシールが貼られているごみなど、集積所にごみが残っている。

A：原則、ごみを出した人が持ち帰り、正しい方法で分別して出さなければなりません。まずは、数日様子を見てください。1週間を過ぎてもごみが回収されない場合は、地元区長及び役場へご連絡ください。  
なお、民間の賃貸住宅等の場合は、管理会社へご連絡ください。

裏面へつづく

## よくある質問

Q3：ごみ集積所を {新設・移動・撤去} してほしい。

A：ごみ集積所の設置等については、区長さんから役場へ連絡していただく必要があります。まずは、区長さんへご相談ください。

なお、ごみ集積所の設置等については、許可や確認が必要となります。また、利用者がきちんと分別せず、ごみが残されることの多い集積所は周辺住民からの苦情などにより、役場からも撤去のお願いをすることがあります。

Q4：ネットの集積所を金網のボックス型などにしてほしい。

A：Q3のとおり、まずは区長さんへ該当の集積所についてご相談ください。その際に、大きさや材質などのご要望も併せてお伝えください。

Q5：自治区に入っていないのに、ごみ集積所を使っていいのか。

A：現状、自治区に入っていないことを理由に、集積所の使用を禁止させることはできません。だからといって、好き放題に分別せずにごみを捨てて良いわけではありません。自治区に加入している人や集積所の近隣に住んでいる人など、誰かが負担して片付けていることを忘れないでください。

Q6：いつもの時間にごみを出したのに回収されていない。（朝8時を超過）

A：ごみは最寄りの集積所に朝7時から8時の間に出すことになっています。ごみの量などによって収集車が回収する時間帯がずれることがあります。普段は朝10時ごろに収集車が来るからといって、10時に出していいわけではありません。

残されたごみは、出した人が持ち帰り、正しい日時に出してください。

きちんとルールを守れば、  
負担も減っていく。

## ごみ集積所等のお問い合わせ

芦屋町役場 環境住宅課  
環境・公園係 093-223-3538